

1. 件名

(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンにおける加工施設
の設計及び工事の計画の認可申請に関するヒアリング (13)

2. 日時

令和5年11月30日(木) 15時00分～17時00分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

猪俣安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、

内海安全審査官、武田安全審査官、青木安全審査専門職、

鈴木安全審査専門職

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

環境安全部 担当部長 他2名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁から、令和5年11月21日及び11月27日の提出資料
に基づき、主に以下の事項について確認を行った。

- ・これまでのヒアリングで説明を受けた、設工認の申請対象建物及び設
備・機器に関する設計方針及び具体的設計の確認について

(2) 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンから、主に以
下のとおり回答があった。

- ・本日の説明をする中で、外部火災に係る基本設計方針等の記載において
説明が不足している点があることが分かったため、資料全体の説明内容
を見直した上で、不足した点を改めてヒアリングにて説明する。

6. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

7. 配布資料

なし

8. 参考

- ・ 令和5年11月27日 (株) グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンにおける加工施設の設計及び工事の計画の認可申請書の記載の仕方等に関する面談の資料提出

<https://www2.nra.go.jp/data/000461447.pdf>

- ・ 令和5年11月21日 (株) グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンにおける加工施設の設計及び工事の計画の認可申請書の記載の仕方等に関する面談の資料提出

<https://www2.nra.go.jp/data/000460942.pdf>

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	録音を開始させていただきました。衛藤。
0:00:07	11月30日
0:00:11	第4次設工認申請に係るヒアリングについて開始させていただこうと思 いますまず規制庁側から確認を進めさせていただきます。
0:00:20	早速ですけれども、事業者資料のreP202300793。
0:00:28	の資料を開いていただければと思います。
0:00:33	こちらの通しページ34ページ目になるんですけれども、
0:00:51	こちらの許可No. 9-203の資料。
0:00:56	のところをちょっと開いておいていただければと思います。
0:01:01	やってます。
0:01:02	開いております。はい。
0:01:08	こちらでちょっと待つて。
0:01:16	こちらの基本設計方針での記載箇所についてなんですけれども、
0:01:27	括弧1から123456、七、八行目のところから記載ですけども、
0:01:38	はい。
0:01:40	葛西に対してわあという記載がありまして、
0:01:43	3、取り、こちらの内容としては
0:01:48	離隔距離が離隔距離を危険距離。
0:01:52	距離とし、危険距離以上の離隔距離を確保することを基本とすると、基 本が記載されています。その次に爆発に関しては、こちらも離隔距離が 危険限界距離以上の場合は、
0:02:06	違いますごめんなさい爆発に対しては、危険限界距離以上の離隔距離 を確保することを基本とすると記載された。
0:02:14	後に衛藤離隔距離が危険限界距離以下の場合ということで、基本 を、
0:02:23	基本事項を満足しない事項についての措置が書かれて措置というか、 対応が書かれているんですけども火災に対しては基本だけしか書かれ ていなくて、ちょっとその記載をですね、
0:02:39	今の基本設計方針では不足しているのではないかとちょっと考えている ところなんですけれども。
0:02:48	それちょっと話を続けさせていただくと具体的にはですね左側の許可の ほうの記載で、
0:02:56	という中段ぐらいに①の記載がありましてその次のパラグラフ一般にか ら始まる時代がありますけれども上から2行目のところですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:07	ここの文言を使えば
0:03:11	というふうに考えておりました、離隔距離が危険距離以下の場合、
0:03:20	は、
0:03:21	安全機能を損なうことがないことを確認するという形で爆発に対する基本を満足しない場合の対応と、火災を、の場合の基本を満足しない対応。
0:03:35	ここの記載っていうところであわせて記載が必要なのではないかなと考えているんですけども、この点事業者、いかがでしょうか。
0:03:46	はい。今ご説明いただいた内容について、基本設計方針の方ですね、追記すること。
0:04:18	では、今の外部火災に関する基本設計方針の記載についてちょっと部分的にもう足りない部分のところについては、以上で、次のところに行かせていただこうと思います。
0:04:30	すいません規制庁の竹田です。ちょっと今のやりとりなんですけれども、規制庁側から伝えた内容を、そのように記載することで了解したというふうな回答が事業者からあったんですけど、何かそのやりとりだと、
0:04:45	こちらからやり方をし直したようにもちょっと見られてしまいますので、こちらとしてはそういう記載がいいんじゃないかという。
0:04:53	認識を確認した上で、事業者としてそれが適切かどうか判断。
0:04:59	したと、す。そうとらえたんであればそういうふうな回答をしてもらいたいと思うんですけどよろしいでしょうか。
0:05:06	はい事務局磯部です。はい承知しました。今の件に関しましては単発のことに関して、原則から外れたときの記載が、安住。
0:05:20	基本の方針に書いてありますがどういう部分の記載をするということで私としましても、適切であると思いますのでよろしくお願ひします。
0:05:30	以上です。はい。規制庁の武田です。よろしくお願ひします。すいません青木さん続けていただければと思います。はい。失礼しました。
0:05:46	エキスパンションジョイントの記載について
0:05:50	ですけれども、具体的に言うとR1P2023793の資料の68ページ目。
0:06:02	についてですけれども、
0:06:04	ここの上位波及のところに関しての理解の確認ということでちょっとお伺いさせていただければと思っております。
0:06:19	ちょっと待って。
0:06:29	床チラーの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:34	第2貯蔵と自販総論の上位波及のところの上から二つ目の矢羽根についてですけれども、
0:06:42	こちらはD搬送炉と第2加工と、
0:06:46	に関して、地震、地震時の変位、
0:06:52	の確認というのはお互いの、
0:06:55	地震による変位というのを確認しているということですね。
0:06:59	両者の、
0:07:00	変位置量、
0:07:03	を考慮した評価をしているという理解でよろしいですか。
0:07:08	はいJ磯辺です。おっしゃる通りで両方のタテニヌマ議事を評価しています。
0:07:16	さらに、ここの建物間はエキスパンションジョイント。
0:07:21	を返し接続されていて、
0:07:26	荷重を接続先の建物に伝えずという部分に関しては、
0:07:34	その下、返していることをもってして、
0:07:37	根拠を伝えないという。
0:07:42	理解でよろしいでしょうか。
0:07:45	具体的にははい。
0:07:52	衛藤、遠藤発、
0:07:55	忌引なあ。
0:07:57	この支援の具体的な説明書に書いてある方にですね、エキスパンションジョイントを返している部分の建物建て建物からの感覚がCのA、
0:08:11	を考慮しても、建物が接触しないように、返しちゃって、その隙間をエキスパンションポイントを介して接続していると、そういう、
0:08:23	ここを説明しております。
0:08:26	接触しないので、荷重が相手に伝わらないということを説明しております。
0:08:32	はい、わかりました。我々の理解としては、エキスパンションジョイントを介して接続することによりっていうことで相対的な
0:08:45	変位置量を確認していて、
0:08:51	その舵を
0:08:53	吸収し、エキスパンションジョイントで、
0:08:57	吸収しているってようなイメージになるのかなと思ってんですがそういう理解でよろしいですか。どっちですか。
0:09:05	はい有井イソベです。へえ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:09	地震でミネギシた時の荷重を、
0:09:13	一般ソウノ病院とか、吸収しているということでは満そうではないという かですねそういう食感相談のような機能はないと思うんですが、
0:09:26	地震のときに、独立した二つの建物ですので違う振幅で変位しますんで その間隔建物間の間隔の変化を、
0:09:37	エクспанションジョイントで
0:09:40	吸収しているというかそういうことになるんだと思いますそれで荷重を伝 え、先ほど申しました通り、建物が接触しないようにあらかじめ配置して あるので、
0:09:51	相手方に荷重が伝わらないとそういう設計であります。以上です。
0:10:00	わかりましたちょっと今現在の説明のところ、記載されているところを踏 まえると
0:10:07	そういう理解なのかなとちょっと思っはいたところではあるんですけれ ども。
0:10:12	わかりました。
0:10:23	それでエクспанションジョイントの記載については了解しました。
0:10:30	続きまして、
0:10:36	安全機能を有する設備についての確認なんですけれども同じ資料の 104 通しページの 142 ページ目。
0:11:08	現在適合性の説明資料のところですねここで環境条件のところ通常 時と設計基準事故時ということで書かれているんですけれども、
0:11:18	事業許可で記載されているモニタリングポストの設計基準事故時の機 能維持というところ、説明が不足しているかなと考えておりまして、
0:11:37	具体的には、
0:11:41	事業許可で記載されてますけども、添付の 5 のところで設計基準事故 時においても空間線量率の測定に係る安全機能が、
0:11:51	維持できるような設備であるというところの説明が、ここではなされてい ないかなと思っております。
0:12:04	この点事業者、
0:12:06	す。
0:12:07	いかがでしょうか。
0:12:15	吉川君、お願いします。
0:12:20	麻生総代。はい。
0:14:17	うん。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:18	小田島衛藤モニタリグポストにつきましては、ご指摘あったように、申請書に
0:14:29	基準事故時にも、
0:14:32	対策処理を行われているように明日
0:14:36	監視測定する設備であるということになっていますので、今のと、
0:14:44	今回資料の 142 ページ、適合性の説明のところですね、この
0:14:50	手順事故時の矢羽根のところ今、影響を受けるものはないっていう事態になっておりますがここに、バウンダリポストが設計基準事故時にも
0:15:03	継続している、設定してありますと、というようなことをお伝えしようと思えます。
0:15:10	以上です。
0:15:12	はい。規制庁、青木でございます。その点についてなんですけれども、以前のより面談の中で確認させていただきましたけども、
0:15:22	設計基準事故G2におけるモニタリングポストの
0:15:30	影響というところに関してはその施設から離れてるっていうところが大きく寄与しているというふうに確認していますのでその場所が離れてるっていうところもあわせて説明が必要かなと考えております。また
0:15:46	%モニタリングポストに関しては、代替措置をとるところも、
0:15:54	負債が、事業許可の中でされていると思いますので、そこについても、言及した適合性説明資料で説明をいただきたいと考えております。
0:16:07	事務所イデ処置の間、一般には以前の面談でご説明した通り、設計基準事故として想定される加工施設の火災がありますけども、
0:16:21	モニタリングポストを迎え、離れた位置にありますので、そういうようなことを、影響を受ける原告が抜けると、というようなことを説明します。以上です。
0:16:33	阿比留です。
0:16:35	議長大城です。はい。お願いします。少々お待ちください。
0:16:57	ちょっと、
0:17:31	すいませんちょっと確認なんですけれども、
0:17:37	私今お伝えしたところとしては、
0:17:40	設計基準事故時、
0:17:43	2、モニタリングポスト、
0:17:49	から空間線量率を測定する機能を維持するっていう記載を、
0:17:56	を確認させていただいて、記載するっていうふうにおっしゃってましたけど、これは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:01	申請書上、どちらで書くイメージを想定されてますでしょうか。
0:18:09	はい。
0:18:10	記載する場所ですか。はい。
0:18:13	うん。
0:18:14	営業が全部、今思っているのは適合性の説明書の安全機能のところの、設計中事故時という今回の所で言うと、ナカ 42 ページの一番下です。
0:18:30	かなと思ってます。
0:18:34	わかりましたあとあわせて代替措置の話もさせていただきましたけどこちらの適合性の説明資料に書き書くようなイメージで、
0:18:44	深見。
0:18:45	JENDLそうですね
0:18:51	段階措置なので、
0:18:54	いわゆる使用料の方にはあまり、
0:18:57	期待する場所がないと思いますので説明するとすれば、適合性の説明書と一緒に説明することにします。
0:19:03	はい、脇田冒頭の方なんですけど冒頭の方って言い方あれですけど設計基準事故Gにモニタリングポストが機能を維持するっていうところに関しては
0:19:14	大きな枠組みとして基本設計方針で整理されてその細かい詳細な内容として代替措置とかですなあと
0:19:23	があるのかなと思うと、その位置付けっていうところは、基本設計方針なのか適合性説明資料なのかっていうところはちょっとあるのかなというふうに考えておりました、
0:19:33	まず
0:19:35	基本的な設計方針というところで大枠を語っていただいて、
0:19:41	具体的にはっていう流れが自然なのかなと考えてるんですけど。
0:19:46	そこはいかがでしょうか。
0:19:50	いえ、Cの町田です。
0:19:54	事業者たほうがいいです。
0:20:17	あ、すいません規制庁青木です。ごめんなさい今私誤認識してたかもしれないんですけども。はい。
0:20:27	設計基準事故時におけるモニタリングポストの機能維持っていうところは基本設計方針に記載するっていうふうに、ご説明いただきましたか。
0:20:36	もうちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:37	JNES遠方はSOA汗御説明しておりませんでした。今、放射線管理施設の基本設計方針のところに
0:20:50	イマダ動モニタリングポストの測定時は通常時は大安全管理室に設計基準事故時には、アノを全部等によりするとかいう、そういうようなことを書いておりますが、
0:21:02	そもそもその設計基準事故時にも機能維持するというようなところ。
0:21:09	書き足す必要があるのかなと思う。
0:21:12	読みましておりますので今のところは書いてないんで、その設計方針としてはですね。
0:21:25	はい、わかりましたそこは
0:21:27	検討いただいて、
0:21:30	適切な箇所と思われるところに記載をいただいて、
0:21:35	いければと思います。
0:21:36	はい、承知しました。はい。よろしく申し上げます。
0:21:41	次、2、
0:21:47	ちなみにの確認なんですけども、この一つ目の、でお伝えしたところですけれどもモニタリングポストの測定っていうのは、空間線量率と空間線量、
0:22:00	ていうの
0:22:02	そのどちらになるのかっていうところ。
0:22:06	空間線量率、
0:22:18	赤穂市、
0:22:22	イセ、
0:22:31	アノスミエ認める。
0:22:33	これ、設定しているのは、わかりました事業許可の通りということで理解しました。
0:22:46	はい。では次に行かさせていただきます。
0:22:51	こちらの部分、
0:22:53	タケダさんお願いしてもよろしいでしょうか。すみません。
0:22:57	次。
0:22:58	はい。規制庁の竹田です。藤堂私から、資料1のところですね1点確認をしたいと思います。
0:23:09	資料は、00-776のをお願いしたいんですけど、
0:23:18	そのd分ソウルの仕様表になりますので
0:23:24	Pの41ですね、ちょっとそこを開いていただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:31	に、
0:23:32	18
0:23:33	木、
0:23:35	開きましたら、ちょっと一度発話いただければと思います。
0:23:40	はい。はい。平木ました。はい。規制庁竹田です。
0:23:45	このD搬送炉は、耐火建築物であるということが事業許可の中でも、説明がなされているかと理解しています。
0:23:56	同じく申請対象のA棟、第2町と、これも同じく耐火建築で、これについてはSRC構造だから、耐火建築物であるということは自明であるということは思っているんですけど、
0:24:10	このD搬送炉耐火建築物というためには、鉄骨構造であるため、柱や梁や床だとか、建築基準法の用語でいう主要構造部が、
0:24:23	耐火構造であるということが説明されている必要があると思っております。
0:24:29	現状、柱梁、ゆカー屋根とかですね、主要構造部に当たる部分が鉄骨ダテ駅スラブだと、記載はされているんですけど、これら一だけでは耐火構造であるというふうな説明としては不十分かと思っておりますけれども、
0:24:47	議会はいかがでしょう。
0:24:51	はい板倉です。耐火構造であることの説明に関してはさらに柱梁が、ハイカー性のある
0:25:04	剤ですね、計画版とかそういうもので追われているという、
0:25:09	仕様の説明が必要だと思いますけども、今商業にはそこまではいってないと思います。以上です。はい。規制庁の竹田です。
0:25:19	ということですので、今仕様書に書いてある、一般仕様の主要な材料のところですね、例えばこの辺で※書きとかを振っていただいて、
0:25:31	耐火構造として成立させるために、どういった材料を用いているのかだとか、その辺をちょっと具体的にさせていただければと思うんですけどいかがでしょうか。
0:25:45	GNSブレザー承知いたしましたすと重要な材料にご迷惑して、例えば、永末のある材料に服しているとかこういう中継を入れることにいたします。
0:26:00	はい。規制庁の竹田です。お願いします。その時にですね告示で建築基準法の告示で定められてるような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:10	どうぞ。それぞれ耐火構造を満たすための説明というのが書かれてるとは思うんですけど、ある程度それと、
0:26:17	それに間連続ということが読めるようにしていただければなと思いますので、よろしくお願いします。
0:26:25	はいJABイソベで承知しました。ですねちょっと厳密に、少しかご説明しておきますとここについては中オオキ低フジイの仕様規定で、
0:26:39	規定後と水野アビルとちょっと違うところもありましてそういうところについては性能検証に基づいた確認というのを図っておるんですけども、ちょっとどこまで書くか、検討いたしますが実態としてはそういうことになっております。以上です。
0:26:57	はい。規制庁の竹田です。はい、理解できましてありがとうございます。説明なり、いずれにしてもついでにいただければと思います。あと屋根床、屋根のところを書いてるデッキスラブですね、
0:27:11	わかる人間はわかると思うんですけども、これもデッキスラブだけだとどういった構成になってるのかとかかわからないと。
0:27:21	もうわからないという意見もありましたのでこのままどういった構造構成になっているのかとかその辺もちょっとわかるようにしていただければなと思います。よろしいでしょうか。
0:27:33	次に1人でございます例えば、1イソダ分に注記を溶かして、衛藤真木金属政策構成の折半に、コンクリートスラブが
0:27:46	まぜ接合から蒲郡組み合わせられたものとかそういう、はい。規制庁の竹田です。はい。今説明いただいたような内容ついでにいただければと思います。
0:28:00	わかりました。そうでしたら、
0:28:02	はい、規制庁だけだから以上です。
0:28:07	規制庁青木です。武田さんありますでは次に、いいまして衛藤。
0:28:14	適合性説明資料は、
0:28:18	規制庁仲野です。ちょっと今のD搬送の資料で1個だけ確認なんですけども、
0:28:24	今仕様表の一番下にある外壁材料って、
0:28:28	あるじゃないですか、ここ。
0:28:30	マスキングなってるんですけど、
0:28:33	マスキングになってる理由って何かあるんですか。
0:28:39	あ、
0:28:40	そう、そうそうない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:55	しました。電力ですアノですね衛藤。
0:29:00	今までに、全般的に材質材料に関わるところはマスキングをしているという状態になっておりまして、
0:29:10	ここについて、誘導、
0:29:13	マスキングの必要はないかなと今のところは考えております。
0:29:18	規制庁ナカマですなんか、そんなにマスキングするような情報でもなさそうなので、
0:29:24	まず説明性の観点から、
0:29:26	開けてもらった方が助かります我々としては、
0:29:29	はいおそらく問題ないと思いますんで、
0:29:34	確認を、ちょっと建物の外壁ですんで、我々というか一応、念のためリテイを見てるところに確認してですね。
0:29:46	おそらく問題ないと思いますんで、ゴシマ料です。はい、ありがとうございます。それからもう1個ちょっと確認なんですけど、この違反走路って、
0:29:57	鉄骨の前に何か台風、耐火被覆とかしてるんですかね。それとも、いきなり、
0:30:02	ごめん、船の経済を外に張ってるだけなんですかね。
0:30:07	準備してくれておっしゃってるのはあるんですかねなんか1台とかこういうのをやってるかっていう、そうです。吹きつけとかMARK-IIとか、
0:30:17	えっとですねそれはやっておりませんで、メーカーの外部化イソダEで持っているという状態になってます。
0:30:26	成長ナカノで了解しました。
0:30:31	私から以上で、
0:30:34	規制庁アオキですマスキング情報の確認の流れでちょっと確認させていただきたいんですけども、D搬送ろうの仕様表の下のした表の4、
0:30:46	クレーンのところの仕様についてもちょっとあわせて確認させていただければと思います。
0:30:52	43 ページ目になりますけれども、クレーンの使用の、
0:30:58	設置場所、
0:31:00	ここのマスキング箇所になっていまして具体的にいうと第2貯蔵棟の後にマスキング情報として困われている状況なんですけれども、
0:31:09	こちらも、
0:31:12	その第2貯蔵棟のどこかとかその辺の情報がマスキング情報に当たるという理解になるのでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:24	はい。GNS
0:31:27	なかなか我々のてる全般的な部分からスルーはですね、そこ設備が設置されている住谷ですねこれは、
0:31:40	IPPの観点から名称管理しないっていう、
0:31:46	ブランド力といいますか、全般的なルールにしておりまして、それに従うと、この貯蔵場っていうのは失明までは書いてワークに関してはまず資料、
0:31:59	いうルールにしております。
0:32:01	以上です。
0:32:03	規制庁アオキですわかりました
0:32:06	を、
0:32:07	核物質防護の観点でそういう社内ルールでやっているため、どこかという具体的なところに関してはマスクをしているということで理解しました。
0:32:17	はい。
0:32:18	はい。
0:32:20	では次に行きたいと思います。
0:32:25	適合性施設名称関係なんですけれども、
0:32:31	ちょっと
0:32:33	具体的には人の不法し、人の不法な侵入防止のところ、
0:32:41	通しページで124ページを開いていただければと思います。
0:33:01	はい。はい。わかりました。はい。
0:33:05	ここの条文への適合性っていうのは、
0:33:09	今回、示されて次回以降も説明されるっていう、
0:33:14	理解になるんでしょうか。
0:33:15	建物が申請される都度申請条文適合の説明をされるということになるのかその辺の考え方をちょっと。
0:33:25	ご説明いただければと思います。
0:33:29	あれAMイソベです。
0:33:32	まず、ここの部分です
0:33:39	我々事業者として、どこで何が関係してるかというところのN、
0:33:46	基本設計調査、行政の説明もそれぞれ最後の行に書いてあると、保安規定や託送規定で管理しているという内容になっております。それで、
0:33:57	簡単にここはですね、例えば
0:34:03	そうですねの説明でいきますと、やはりちょっと前段想像は外壁や扉があってそこで一つ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:13	更新の防止の役割を果たしている、というようなところもありますので、建物を申請するたびに、この説明は行かなと思っておりますが、同時にですね加工施設の敷地全体に対する振動とか、そういうものがござい
0:34:33	ますので、最後は、
0:34:36	それぞれの市税の最後の段階で、適合性があるという説明をすることになるのかなと思っております。
0:34:45	以上です。
0:34:48	規制庁沖です今のご説明ですと建物が出るたびに申請もしつつ、最後の断面で、加工施設への適合性を説明するっていう、
0:34:59	御説明という理解ですかね。
0:35:09	あとC3 人にフェースアノ今建物だけ申しましたけど、すみませんプレイヤーグループに関する説明もございましてそれに連関するセキュリティ
0:35:21	いいものですが、申請があると、この上を診療に関する説明があるのかなと思っておりましたが同じく、すべての申請が終わるところで、問題の確認があるなというふうに思っております。
0:35:41	規制庁オオキですそうですね複数ユニットとかでも、そうかなと思うんですけどその子個別っていうところもありつつ、全体としてっていうところもあるのかなというふうに考えております。
0:35:54	その考えをちょっとお伺いしたものでございます。
0:36:00	なのでこれは各加工施設全体の内容として
0:36:07	施設全体の適合性が確認できたタイミングで説明が正式なものとしてされるという理解。
0:36:17	認識させていただこうと思っておりますがよろしいですかね。
0:36:22	はい神。これはその通りだと思いますが
0:36:28	具体的には先ほど申しましたように全般的には、今後、方針に関する管理規程規定やご質問を聞いている、行われるものだと思っております、はい。
0:36:44	具体的にセキコウに入れる。
0:36:46	何人かを申請している何かを検査するっていうのは、具体的にはないと思っております。
0:36:58	はい。規制庁青木です。
0:37:03	ソフトな対応に関しては保安規定っていうことは同じ認識でありますけども壁とか床とかあとは施設全体として柵とか設けて、人の不法な侵入を防止してるのかなというふうに理解はしていたんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:19	なのでそういう観点で
0:37:22	基準への適合性の説明を求めているものという理解しております。
0:37:29	長くおっしゃった通り、そういう、いわゆるハードウェア的なハードウェア的なものの中でも、壁で建物の壁とか、ピラーとかそういう部分については、設工認で申請している。
0:37:45	建物と富津してる、結局共通する部分になりますんで、そこについては、
0:37:52	そうですねそう人でお話しますんで、ちょっとその中で、確認したというような説明に最終的にあるのかなあとと思います。
0:38:03	ハードウェアであっても、コウセンミョウのためのいろんなリスピーカースケール機器等ございますこれは施設長にではない。
0:38:15	異例だと思っております。
0:38:21	いえ。
0:38:23	はい。規制庁青木です。わかりました。
0:38:39	今のお話に関してですね適合性説明資料の適合性の説明の項目にですちよと、
0:38:47	複数ユニットのような形で次回以降も確認するような内容の記載が必要かなというふうにちょっと考えているところでありますのでその辺の記載の検討も、
0:38:58	お願いできればと思います。
0:39:01	自由に承知しまして今私が説明した通り最後の断面でも確認されるものだと思いますんで、そうですね、ツリー等のところで説明したような記載を、
0:39:15	各いたします。以上です。
0:39:21	次に、遮へいに、
0:39:30	かかる適合性の、
0:39:37	すみません。はい。
0:39:42	イシタが今、
0:39:44	すみません、もう一度、
0:39:45	はいすみません。
0:39:47	続きまして適合性説明資料の遮へいのところですね、具体的に言うと、通しページでいうと 153 ページ目を開いていただければと思います。
0:40:04	はい。
0:40:05	遮へいに関しても今回す。
0:40:10	だけじゃなくて次回以降も説明するっていう理解でいい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:13	よろしいんですかね。
0:40:15	まずそこをちょっと確認させていただければと思います。
0:40:18	おっしゃる通りで
0:40:23	今後、まだ建物をするという申請が続きますんで、車両についても、そうですね最終的には全部の申請が終わるときに、
0:40:34	確認されることになります。以上です。
0:40:38	わかりました。ではこちらも複数ユニットのように最終断面で適合性を、
0:40:48	確認するような記載が、
0:40:51	必要かなと考えておりますので、よろしくお願ひします。
0:40:56	はい、神鶴消費者、承知いたしました。
0:41:03	はい。次に移りまして、
0:41:10	添ぷーの中で、図面集のような形で整理されているところについてなんですけども、
0:41:19	具体的に言うと、ぜひ通しページで言う 158 ページ目以降のところについてです。
0:41:32	はい。
0:41:33	はい。
0:41:34	はい。こちらで整理されている図面集に関して当方の認識としてですね、適合性の説明の方で適切に説明されるような資料が入っているのかなと思いますので、
0:41:50	これ、
0:41:52	これ図面集でまとめるのか、その適合性説明資料でまとめるのかというところは今一度確認いただきたいなと考えております。
0:42:06	越冬
0:42:07	迅速でいいと今を
0:42:11	ご指摘は、
0:42:15	適合性の説明書のそれぞれ想像力とこの図面を挟み込むところに、探していいところに挿入することも考え、
0:42:28	てくださいというご指摘でしょうか。
0:42:30	はい部分的にっていうことにはなるのかなと思ってるんですけども
0:42:35	例えばですけども、通しで 200 ページの
0:42:40	柱状図のところとかですなこの辺の説明というのは
0:42:46	地盤の適合性説明のところ、
0:42:49	説明するのが適切なんではないかというふうに考えてまして、
0:43:01	あ、はいGMイソベそうですね

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:07	ただ、今ご指摘のところは確かにその方がわかりやすいかもしれませんで、
0:43:15	どうですかね
0:43:20	どうぞ。
0:43:23	何ですか。イシイのところ、最近のところの適合性説明書の方で、この
0:43:30	の方でこの図パークを呼び出すということでも規模付けはできるかと思
0:43:42	いますけども、取り組めて検討します。
0:43:47	はい。
0:43:50	消えちゃうわけです。
0:43:55	整理をいただければと思います。あと具体的に言うと、
0:44:00	気になってる箇所としては通しの 255 ページのところ、
0:44:05	粉末誓いフードの臨界防止のインターロック。
0:44:13	の記載野瀬等の説明がこちらでなされていますけれども、
0:44:19	図面集でまとめるのか、適合性説明資料の方ですね警報
0:44:27	に係る条文のところの説明するのかというところはちょっと検討いただけ
0:44:31	ればと思います。
0:44:41	はいいえ、そうですね
0:44:55	もともと適合性の説明書というのがこの柱状図もそうなんですけども、
0:44:58	個別にヒアリングで説明していた、ご説明していた時には多分それぞれの
0:45:12	資料、こいつがついてたと思うんですけれども今採取、最終的に申請
0:45:19	書に入れるときに、図面は図面でヒトミしているというのが、
0:45:31	現状でした。
0:45:37	ご指摘の通り、特にこういう構造じゃないやつは、ないところものは、別
0:45:47	名資料に持ってきた方がわかりやすいかもしれませんので、検討いたし
0:45:58	ます。
0:45:59	はい。よろしく申し上げます。
0:46:03	続きまして、
	を、
	通しの 87 ページと 89 ページを開いていただければと思います。ごめん
	なさいREP2023793 資料の通し 87 ページ。
	お願いします。
	はい。
	はい。衛藤こちらで衛藤。
	容器貯蔵コンベアについて各設備に関しては剛構造か剛でないかって
	いう評価をした上で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:14	剛であるものの、
0:46:15	総合でないものということで、それぞれ別評価をするということの説明がなされていると思うんですけども具体的に言うと、こちらのページの 2 ポツの、
0:46:26	(2)地震力の中の、後段の方ですね。
0:46:30	説明されていると思うんですけども、
0:46:39	ここで書かれている通りだとは思うんですけども、
0:46:43	他のコンベア群と隣接するコンベアであるため、統一的にっていうところなんですけれども、この統一的っていうのはちょっと、
0:46:53	理由というのがわかり、
0:46:58	不明確。
0:47:01	と思いますので、ちょっとそこをですね明確な記載にさせていただきたいなと思っております。
0:47:15	この辺よろしいでしょうか。
0:47:22	はいJーヨシザキです。隣接する神戸アベあるので、
0:47:29	地震時に同じ振る舞いといたしますかですね、そういった観点で責任、
0:47:36	ということで 1.0 使用してますけどもその辺がちょっと、
0:47:40	読み取れるような品目を追加していきたいと思えます。
0:47:49	はい。以上です。
0:47:52	はい。規制庁沖です。はいよろしくお願ひします。ちなみにこの理解なんですけれども統一的にっていうところで他の公明と隣接するしているところもあるんでしょうけども、地震力の評価という観点では保守性も考慮されてるという理解でよろしいんですかね。
0:48:08	はい、吉崎です。おっしゃる通りかと思えます。
0:48:13	わかりました。保守性も考慮したような記載になると、より説明としてわかりやすいのかなと考えておりますので、記載の
0:48:24	内容については検討いただければと思えます。
0:48:27	はい、承知いたしました。
0:48:33	こちらについては搬送コンベアについても同じく、その 5 であるものと、こうでないものということで整理がされていて、同じような記載になっているかと思えますので、こちらもあわせて、
0:48:45	ご確認いただければと思えます。
0:48:48	はい。審議いたしますか。
0:48:52	はい。続きまして
0:48:55	同じ資料の通しページ 97 ページを、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:00	お願いします。
0:49:03	すいません 98 ページですね。
0:49:09	はい。
0:49:11	はい。こちら津波に係る評価のズーに関してなんですけれども、これまでヒアリングでやりとりさせていただいた形で説明、
0:49:21	資料としていただいたものだと思いますけれども、こちらの資料で
0:49:27	建物の 1 階床面高さというところと、津波の遡上高、
0:49:32	というのが明記されているんですけれども、
0:49:36	地盤面ということでグラウンドレベルというのがこの表からちょっとわからないので、
0:49:45	に、
0:49:46	まずですよ。はい。
0:49:49	兵庫できました。
0:49:51	すいません表と言っていい。
0:49:53	いいますが、すみません、図ですね、すみません。
0:49:57	グラウンドレベルに関してもその開発というところを
0:50:03	この図にですね含んだ形で
0:50:07	いただければと考えております。
0:50:14	うん。
0:50:15	はいイメージです
0:50:19	すみませんここはかなりいろいろ
0:50:24	ヒアリングメンバーんでもいろいろご指摘ご議論いただいたところですが、ちょっと私の認識では、
0:50:34	グラウンドレベルをあまりコウ鹿庭ケツクのところ、あまり重要ではなくて、津波の遡上高と、1 回金田笠野比較っていうのが最重要なので、今この資料になったと。
0:50:50	押しその後にしたというふうに考えてございますけれども、
0:50:54	もう一つ、
0:51:00	消えちゃう大きいです
0:51:04	事業許可での
0:51:07	設計条件として、その 1 階床面高さ、
0:51:11	と比較して浸水しないっていうことが
0:51:15	条件として入っていますけれども合わせて
0:51:18	荷重に対する考慮というもの、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:22	整理されていまして、素行の説明としてはそのグラウンドレベルというところ。
0:51:29	野瀬なんつうかね、説明も含めていただかないとその設計条件との、
0:51:36	説明というのが、
0:51:41	できないのではないかなというふうに考えておりましたグラウンドレベルっていうところで推進、具体的にですね建物に係る推進というのがわかるような形の記載としてはグラウンドレベルを入れていただいて、
0:51:55	説明いただきたいと考えている。
0:51:59	ということです。
0:52:08	す。
0:52:10	平面トレース、そのあと、
0:52:17	この
0:52:18	二つの段に所蔵通るエアソウル周囲の評価上想定している申請パターンみたいなものを、
0:52:29	書けばよろしいでしょうかを、
0:52:32	いろいろ議論、面談の中でも、
0:52:36	議論になったんですけどもいわゆる地面上のグラウンドレベルっていうのはどう、今実際の津波の評価であって、ツカべる正面高さっていうのは一致してないっていう部分ですね
0:52:50	ブランド力の確保、
0:52:52	こちらのアビル議論がさんざん連絡の中でもなされたんですけども、
0:52:58	今のご指摘で言いますと、
0:53:03	申請深さがバンカーというふうな、よろしいかと思いましたが、その方法で、
0:53:10	検討してよろしいんでしょうか。
0:53:13	規制庁仲野です。
0:53:16	ちょっと話が端折っちゃったんであれなんですけど、我々がセキにしているのは最初に、先ほどおっしゃったようにまず床面高さが、
0:53:25	遡上範囲が高いですよっての第1なんですねそれはそれとまた別途、強度評価をしているという意見もありましたし、その時に波力の評価していただいているじゃないですか。
0:53:35	ところが実際は設計をグラウンドレベルから見ると、非常にわずかな水深しかないってことなんですよね実際はですね。なのでそのわずかしかなっていうことを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:49	明示面明らかにしたいということで、実際はこの図面にも占部線控えてるじゃないですか。
0:53:56	それなので、
0:53:59	このぞ、このレベルだけ数値書いてもらえばいいのかなと思ったんですけど何か問題あります。
0:54:04	ではないです。本来は今申しました通り、問題は、
0:54:10	全然なくて、これは申請した部分ですのでただ、
0:54:16	初回申請とかで出し出しておりますところの財務評価の中にはその建物周辺浸水深さというのを書いているんですけども、この設計用のクレー流と、
0:54:28	上からの差分、
0:54:31	要は降雨とは違う値になってるんで、そこがいろいろ議論になったところなので、ちょっと今申し上げたのですが、仲野さんにご説明していただいた趣旨で、
0:54:43	グラウンドレベルということは全然問題ないんです。書きます。
0:54:48	はい、成長中ですよろしくお願いします。
0:54:51	ずっと合わせて、今の新生児に関する技術も、当初の議論があったというのはわかってますけども、設計のグラウンドレベルから見て、
0:55:01	想定される遡上高はこれでこれであり、実際このぐらいしか想定上、
0:55:07	何センチなのか。
0:55:08	何メートルかわかりませんが、ぐらいですよってというのは、
0:55:12	ちょっと
0:55:14	説明資料の方で説明したいできますかね。
0:55:20	どこにいるか。
0:55:23	GLもちろん、この設計用のグラウンドレベルと、津波の遡上高アノ層が、数十センチになると思うんですけど、その程度ベスト書くことができますが、
0:55:39	初回申請なんかで想定していたCCF型よりもかなり浅くなってしまいますんで、それで評価をしたのかというまだ違うんですけど
0:55:52	ここの数字とこの数字を差分をとったらこうなるっていうことを書くこと自体はできると思います。規制庁ナカマですそれで構いません。
0:56:02	わかりました。
0:56:05	ちなみに、それをやって、何センチですか。
0:56:09	10センチですか。
0:56:11	えーとですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:14	呉サンポエンドウ令和そうですね 10センチとかになると思います。
0:56:18	どうやって表現されますかね、10センチですから1メートルですか。
0:56:24	ちょっと今、後考えると図面がメートル単位で書いてあるスベンところのその資料の図表は全部メートル単位で書いてますんで、デイリーメートルかな。
0:56:40	わかりました。当然、約
0:56:43	初回申請はしない。絶対言わない。
0:56:47	すいません、規制庁ウツミナカノと議論していただいた文章的に、実際数十センチですよっていうのを書くところなんすけど、先ほど議論の通り、我々見てるのはもう具体的な設計として実際どうなってるのっていうところだけしか見てないので初回申請で評価してるものは、
0:57:05	基本的にも関係なく、実際にこうなんですっていうだけもう端的に書いていただければいいので、逆にそこはあまり固めちゃうとまた変なことなっちゃうんでそこだけは、
0:57:14	多分気をつけた方がいいと思います。
0:57:17	わかりましたありがとうございます。
0:57:23	はい。続きまして、規制庁青木です。次の話に移りましてページ資料変わらしまして、
0:57:33	当初申請の方のお話になりましてちょっとこちら確認になるんですけども、
0:57:55	吉川は厳しい。
0:57:58	こちらに一井目の、2ページ目の8ページ目ですねすいません。
0:58:05	漢数字3の
0:58:09	変更の内容が示されたところについてなんですけども、3ポツの括弧、3ポツ、⑤のところ、
0:58:17	粉末誓い風洞。
0:58:19	についてなんですけども、こちらの理解をちょっと確認させていただきたくてですね。衛藤。
0:58:28	こちらの改造内容が書かれていると思っていまして、耐震性っていうところで基準の変更というところが書かれていてまた地震日、
0:58:37	こちらの改造等の等というのが下の表で整理がされていると思うんですけども、その
0:58:49	作業性向上のために開口部を追加というところがこちらの方に含まれているという理解なんですけれども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:04	今回の申請の内容としては基準への適合ということで耐震の補強って いうのとあとは
0:59:13	作業性向上ということでありまして、回答加えたことによるアノ評価っ ていうところ。
0:59:19	が主な内容なのかなというふうに考えてまして、東電ところっていうとこ ろは非常にちょっとご検討いただければなというふうに思っております。
0:59:34	衛藤。
0:59:36	連絡ですね。
0:59:41	すみませんいろんな割と写真では、
0:59:46	会合等と書いてある開口部の追加というのが、2の表に書いています。
0:59:54	ですが、
0:59:58	実際、
1:00:01	当然、門田。
1:00:03	コメントの内容、来てもらってました。はい。すみません。規制庁の猪俣 です。改めてちょっと説明をさせていただきますけれども、
1:00:15	当初の申請で、一応変更内容ということで示していただいているというの は理解をしています。
1:00:24	で、今回その申請の内容を見ると、基本的にその新基準対応として、や られている、申請されている部分と、
1:00:36	あとはその独自として、うん。変更したいというところが、二つあるかなと いうふうに考えています。
1:00:46	はい。先ほど青木が申し上げた通りなんですけれども、基本的には新 基準対応、
1:00:54	その変更内容、あと、その粉末培いフードについては、これは新基準対 応、
1:01:02	というよりは、むしろ御社が独自に変更内容として開口部を設けてい ると、その目的は作業性のためだというふうに我々は聞いておりますの で、
1:01:16	申請の内容としても、それを分けて記載をしていただいた方がより明確 になるのではないかなということで考えています。
1:01:26	ということで、現状の申請の内容の⑤で、粉末医師会フードの耐震とい うことを記載していただいている部分はありますけれども、
1:01:40	そこに独自に変更を行っている開口部を設けるということについても、 明示的に記載をしていただきたいと、ということです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:53	わかりました。はい。ちなみに申請書の当初の申請書についていただいでる表については、特にそのままで結構だと思いますが、
1:02:05	あくまでその申請の中身としては、大きくそういった二つみたいな考え方があるんだよということをですね、より明確にしていだきたいということで、我々の方は今コメントを申し上げたということになります。以上です。
1:02:21	ありがとうございます承知いたしました首相にいたしました千波
1:02:26	先ほどの社会申請んついておりました表なんですけども、これは今、少し見直しをかけてですね従前一つは、耐震重要度分類をそれぞれの設備の
1:02:40	耐震重要度分類の中に書いたことと、あと今の知的会社変更内容っていうのが少し細かく書いてあったんですけど、これはもう記載案と削除になっております。
1:02:55	以上です。
1:03:07	規制庁、猪股です。当初申請についていた、いわゆる変更内容の具体を示してる表について、
1:03:17	中で、変更内容については削除しますということをおっしゃられたかと思いますが、もともとその変更内容の
1:03:27	本文というのが正しいのかどうかあれですが、文章として記載しているところには、比較的ざっくりと、ということで、
1:03:39	そのより具体化が、この変更の内容の方で書きちゃうと、ということなので、できればこの変更の内容についてはそのまま残しといていただければなというふうに思っております。
1:03:53	そうなんですけど、全体的な設備として、今回等へ、もともとのその本文の方で書いてある、補強とかって言葉が、
1:04:05	どういった補強をやるのかとかってというのが、これで表の部分ですね、表の部分で明確になるかと思しますので、よりわかりやすさの観点からはあった方がいいかなというふうに思っています。以上です。
1:04:19	わかりました。ありがとうございます。
1:04:34	続けますと付けさせていただきます長期です。ここからはちょっと事実確認というところをちょっとさせていただければと思ってまして。
1:04:48	資料でいうと、
1:04:52	市長、
1:04:54	七級さん資料の通し 135 ページ目の記載なんですけれども、
1:05:06	あ、
1:05:09	して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:14	はい、はい、どうぞ。
1:05:16	はい。こちらが一番下の矢羽根のところで書いてありますけども、1、一つ目に、二つ目の矢羽根の1行目に、被水を原因とした水の侵入により、電気火災が発生する恐れがあるため、
1:05:32	訓練等、
1:05:34	分電盤及び制御盤には、漏電遮断機を設置しているということに、の説明がされていますけれども、
1:05:42	ここの被水というのは、
1:05:46	被水だけではなくて一応没水に関しても、
1:05:53	その漏電遮断機の効力というのを発揮するっていう性能を発揮するっていう理解でいいのかというところを確認させていただきたいと思います。
1:06:02	はいJ-イソベです。おっしゃる通りといいますか高齢者なんで、漏電した時点で、総合するわけですねそれは、
1:06:14	被水れ水をかぶった段階で見つつ、
1:06:19	かもしれませんしなければ、分部屋に水が止まっていわゆる放水した状態で、水オカかぶって漏電するというのでサトウする場合もあると思いますので、保水にも、
1:06:33	あのときゴキノウするということによろしいかと思えます。
1:06:39	規制庁大木です。はい、わかりましたありがとうございます。
1:06:41	続きまして、
1:06:47	えーと、
1:06:49	同じ資料の57ページ210ページのところの図に関してなんですけれども、
1:07:02	あ、
1:07:04	はい。
1:07:06	はい。江藤。基本設計方針の記載で、天井クレーンは脱輪を防止するガイドを取りつけること。
1:07:14	というような説明が、記載されてるんですけども、ここの、
1:07:18	プリンを防止するガイドっていうのはこの
1:07:22	図でいうどの部分になるのかというのをちょっと教えていただければ説明しづらい。
1:07:28	バスケットそうですね。
1:07:34	規制庁イノマタすみません少し補足をします。
1:07:40	今回確認してるのが、コーナー、ガイドというものを設けるということになっていて、それが何を指すのかということを確認したいという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:53	一応 9 例には、その夏井防止用の沖コウであったりとか、
1:08:02	何ですか搬送物の
1:08:07	落下防止用のフックだったりとか、仮イシイがついてる服ですね、そういったものがあるかと思うんですが、ここで言うそのガイドという、いうふうなものについては、
1:08:20	落下防止のコウみたいなものを、をイメージしておけばよいということでもいいのかどうかというのを確認したいということになります。
1:08:33	以上です。
1:08:39	ちょっと待ってください。
1:09:32	湯。
1:09:34	野地です。お待たせいたしました。今のところですね今の資料の 143 ページ、2、
1:09:44	安全機能に関わるの木野吉瀬施設の適合性説明がありまして 143 ページの 3 号ですね 3 号が今のクレーンの
1:09:58	エラー防止、2 の説明になっております基本設計ハウスイの甲斐呉。
1:10:07	実のヒガシてる場所はおっしゃる通りですね、上上間辰巳を防止するガイドを取りつけるということになっておりましてこれに対する適合性の説明を後半に書いてあって、
1:10:20	冷涼両側から社員で三本がつり防止構造となっているというのが、実際今回申請した例の落下防止の降雨なんですね。で、この
1:10:35	レンズの方はちょっと細かくは説明できませんけどもちょっと拡大のところをご覧いただければわかるように、この文章で書いてある定量両側から、
1:10:47	挟み込むいろんな行動で落ちないようになっていますので、
1:10:53	これのどこが外部ながら、どの部分が材料なのかっていうのが、
1:10:58	おわかりいのですが、当庫の構造としてはこういうふうに
1:11:03	車輪でラウンドしてると見るような構造になっています。
1:11:07	以上です。
1:11:11	規制庁猪股です。了解しました。いわゆるこのガイドっていうのは、今おっしゃられたものが、ガイドというふうに示されているわけで、
1:11:24	具体的には、今おっしゃられた通り、脱輪防止のためのな機構というのが、このガイドに相当していると、そういう理解でよろしいということですね。わかりました。はい。
1:11:35	ここの部分のことです。はい。
1:11:40	規制庁仲野です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:43	天井クレーンとクレーンは別物で、天井クレーンの方にはガイドという部品がついているという理解でいいですか。
1:11:51	多分カトウ説の中にある。
1:11:56	いわゆる今回申請したような現状ぐらいですね、これは大体同じように、定常からつぶされていくところに書き込むべきで落ちないようになっているっていうのが、一般的にそうですけども。
1:12:10	こういうことではない、クレーンも、輸出を読んでもるような例もありまして、これについては基本設計方面の1ポツ目に書いてあるようにいわゆるLNGの、
1:12:23	事業とかこういうもので、落下防止を担当しているという、ⅡBダイウの落下防止を担当していると、いうことになるかと思えます。
1:12:33	以上です。規制庁仲野です。別にガイドっていうものがあるわけじゃないということですね。
1:12:39	現状クレームじゃないものに対してってことですかね。
1:12:43	それについても、ホイストの構造で、
1:12:48	落下防止をしているのであり、ガイドっていう部品はついてないということですか。そうですねガイドという名称の部品がついているとは限らなくてこういう
1:13:01	調整、これが内容に相当するということかなと思います。了解しました。
1:13:08	規制庁飯沼筒井間の関係の話で少しだけ追加で確認をしたらいいんですが、
1:13:15	今おっしゃった通り天井クレーンとして、いわゆるつり下げっていうのか、っていうところもあったりとか、あとはレールの上に乗っかってるクレーンとか、おそらく一般的な訓練というのは大体そういうもノーで、
1:13:34	おそらくそれぞれのクレーンの構造が違ってってということで、今回その天井クレーンに関しては今おっしゃられたようなことかなというふうに思いますが、
1:13:45	例えばレールの上に乗ってるようなクレーンだったりとかっていうのは、そのレールから外れないように、基本的にはガイドというものというのがあれですけども、
1:13:57	そういった機構はついてるっていう理解でよろしいんですね。
1:14:03	はい。J竜崎リースアノそういった構造の天井クレーンもございます。
1:14:09	規制庁猪俣です。わかりました。そうするとここにそのガイドっていうのは、ある意味広い意味での意味合いを指していて、それぞれその落下防止っていう観点で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:21	いろいろなものが存在していると、そういう理解しておけばよろしいですか。はい。はいおっしゃる通りでちょっと複数会社にいろいろな設計ノムラがございますので、その形状設計に合わせたようなナカ落ち着いている。
1:14:36	それを総称していないと、実施いただければよろしいと思います。はい。規制庁飯沼ですわかりました。
1:14:48	規制庁沖です。衛藤、続けさせていただきます衛藤。
1:14:53	次に関しては今回の申請に関してということではないんですけども、
1:14:58	仕様表にも建物とか等第2条等のところの区分内容と、
1:15:04	そして建物構築物の区分というふうになされていて、今回のAとD搬送路面上との両方とも建物という区分になるんですけども、
1:15:16	全般的に構築物というのは気シャーの中で、
1:15:22	構築物というものはあるんでしょうか。今後の設工認とかで、
1:15:28	構築物の申請とかがあるのかというところを教えていただきたいと考えてます。
1:15:35	はい。定年利息です
1:15:39	姿勢の中では、構築物となるものはない。
1:15:44	です。
1:15:47	建物以外で屋外に設置される部分は屋外設置の設備ということで申請する形ですので、いわゆるそこやっているこっち一つというカテゴリはないです。
1:16:02	規制庁オオキですわかりましたありがとうございます。
1:16:06	続きましてこれです。
1:16:12	はい。
1:16:28	ナース、
1:16:29	それではアノ委員、以上で規制庁から伝えたい内容という確認内容終わりになります。
1:16:38	全体通して規制庁側から、
1:16:40	何かありますか、わからない。いや、今の部分に関してだけです。
1:16:49	作業所長山田です。事業者から今の確認事項に対して何か質問なり確認したり、逆に確認したい事項というものはありますか。
1:17:01	はい。住民別
1:17:04	特に確認したい追加で確認したことはございません。わかりました。もし追加で確認したいことがあればまたでき、ご発言いただければと思いますので、よろしく申し上げます。
1:17:20	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:23	続けまして今回予定してた
1:17:27	第4次設工認、
1:17:30	申請内容について、
1:17:32	委員長の理解っていうところをちょっと確認させていただきたいので、
1:17:41	今からお伝えするのでちょっと確認いただいて、回答いただければと思います。
1:17:48	まず、江藤、今回の申請というところに関してなんですけれども、
1:17:57	第2貯蔵棟D搬送炉、粉末司会風洞。
1:18:02	搬送コンベア。
1:18:04	容器貯蔵コンベア。
1:18:06	及び蓋について、耐震設計条件の変更に伴う耐震補強等を行うものであるという理解でよろしいでしょうか。
1:18:18	すいません、もう一度、設備施設をもう一度読み上げていただきました。
1:18:27	少々お待ちください。
1:18:35	これ変わる。
1:18:40	最初、
1:18:43	規制庁イノマタ少々お待ちください。
1:19:15	規制庁猪俣です。お待たせしました。先ほどの檜山先ほどまでの
1:19:23	確認委員も含めてですね、我々としてこういったところが確認できたのかなというところをですね、少しお伝えをさせていただきたいというふうに思っていて、
1:19:36	もし事実誤認とかがあればですね、言っていたらというふうに
1:19:43	もし、
1:19:45	はいわかりました。
1:20:08	すいません規制庁猪俣です。
1:20:11	まず、今回のそもそもの申請とは何ぞやというところになるわけなんですけれども、
1:20:19	基本的に第2貯蔵とか、第2貯蔵とか、RI搬送、あとは粉末自治会フードの機器、こういったものが、
1:20:31	新規性基準でですね耐震設計条件が変更になったと。
1:20:36	ということがあったので、それに伴うその対応として、耐震補強こういったものを行っていくと、いうことを、かなというのがまず1点。
1:20:48	で、次の事項として、新規制基準、新たにその技術基準で要求された、例えば火災だったりとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:59	そういったものを条文に対して、今回確認をしましたが、主要構造部が不燃性または難燃性かと。
1:21:10	こういった条文への適合のことを、今回の申請内容で含めているという、というのが2点目。
1:21:20	3点目が、
1:21:26	これは許可との絡みもあるかもしれませんが、廃保管版というものに対して、もう一般を設けると。
1:21:36	というのが三つ目。
1:21:38	四つ目が、先ほど少し確認をさせていただきましたが、自社で独自にやっている変更内容変更部分として、文末自治会風土に、
1:21:52	作業性向上のための開口部、こういったものを設けますと。
1:21:58	というのが4点。
1:22:00	5点目として、今まで申請対象になっていなかったモニタリングポストについてですね、新たに施工に退社として位置づけると。
1:22:12	というのが、今回の大輪空今回のその申請内容として、示されるものなのかなというふうに理解をしているところなんですけれども。
1:22:23	その理解というのはよろしいかっていうのを確認をさせていただきたいというのが一つ。
1:22:30	この辺はもともと想定されてたものオダですので、特にないかとは思いますが、その辺は大丈夫ですかね。
1:22:42	はい。J-LISです。そう。そうですね今、整理していただいた内容は
1:22:49	特に
1:22:51	こちらの方でしていただくと、はい、わかりました。
1:23:11	次に条文単位での確認をしていきたいと思っております。時間に関してなんですけれども、まず、基本設計方針として整備している内容としては、
1:23:24	耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても十分支持できる市場に、
1:23:32	あ、すいません。
1:23:50	すいません衛藤。
1:23:55	すみません、もう一度
1:23:58	確認させていただきます。五条の地盤に関してですけども、
1:24:03	基本設計方針としては、
1:24:07	を、
1:24:09	耐震重要度分類に応じた地震力。
1:24:13	を考慮しても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:15	十分な地盤で支持できる。
1:24:20	十分な、十分な支持性能を有する地盤で
1:24:25	に設置するという理解で、
1:24:39	規制庁猪股ですすみませんもう一度ちょっと各条文に関してですね、こういったことを、ではないかなということで、
1:24:52	もうシミズニシタニ申し上げたいと思います。
1:24:57	まず第9条の地盤に関しては、もともとその基本設計方針というのが、今回面談等です、新たに資料整理をしていただいたところですけども、
1:25:12	そういったその基本設計方針として、当然耐震重要度分類に応じた地震力、こういったものが作用しても、
1:25:21	十分十分支持できる地盤に設置してるっていうのがまず基本方針であると。
1:25:28	それに対して、具体的な設計として、対象である第2町道等々、一般槽類については、耐震重要度分類が第2類なので、
1:25:41	その自身が採用した、こういったところであってもですね、教授加入資金とか、第1回するいわゆるN値っていうやつですかね。
1:25:52	鳥羽医長の応援値が50以上、こういったもので、基礎杭で設置されていますということを、今回確認したと。
1:26:04	いうふうに理解をしています。
1:26:07	はい。これはよろしいですかね。
1:26:10	はいJNESでその通り。はい。
1:26:13	わかりました。引き続き、第6条の地震による損傷の防止に関しては、
1:26:20	まず基本設計からいきますと、当然やっぱり耐震重要度分類っていうのが、まず一つあるでしょうということがあります。
1:26:31	当然その耐震重要度分類というのがあるということ、施設の振動特性であったりとか、地盤の種類、こういったものを考えた上でですね、
1:26:47	ケースっていうんすか。こういったものを、を算定して地震力を決めていくということになる。
1:26:55	その地震に対する構造強度評価という点で見ると、当然地震力は当然なんですけれども、
1:27:07	従事作業してるような荷重、こういったものに対しても、基本的には、
1:27:15	考慮していた、さらにいわゆる規格とか基準、こういったものを用いて、評価を行っている、ということ、いうふうに理解をしています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:29	また設備機器キーについてですけれども、これは基本的には棒構造と するというを基本とされているということというふうに理解をしてい て、
1:27:41	それが困難な場合には、局部シノ法といったものを使って、確認をして いっているというふうに理解しています。
1:27:53	で、今度波及的影響の話になりますけれども、耐震重要度分類が上位 の分類に属するものっていうのが、介護分類に属する
1:28:05	ものがあつた場合、波及的影響が生じないようにすると。
1:28:09	アオキ枠でこういったものが基本方針として、定められていたと。
1:28:16	ということの理解でいいです。
1:28:18	それに対して、今回野瀬公認では、それぞれコマツ近い風洞、耐震重 要度第1類に分類したりとか、
1:28:30	第2町道等こういったものであつたりとか、汎用フード、こういったものを 第2にまず分類をしたと。
1:28:41	で、第2ちょうどドツと違幻想像だと、こういった建物に関しては、建築基 準法に基づいて、必要な割増係数を考慮した上で接続を定めていた と。
1:28:56	で、これの地震力によって、発生する応力に対して、引っかかっている 部材が、許容使っている部材の許容力が超えていないと。
1:29:10	ということなっていると。
1:29:12	また建物の保有水平耐力、こういったものが必要こういう水平耐力を上 回ると、
1:29:19	いうことであると、いうふうに理解をしています。
1:29:25	で、
1:29:26	うん。
1:29:29	チェックについてもですね、基本的にはサクライコウ構造ということで、 当然後になるものについては、すいません。某コードと、
1:29:44	コウ構造でないものっていうのが、当然やって、まず暴行評価ならない ものについては、局部シンボコウという方法を使って、地震に有効です。
1:29:55	もう地震力を算出っていうんですかね、して、設置地震力にカセ、地震 力によって発生する応力が、
1:30:05	許容、こういったものを動いていないというのを確認したということ、応 答理解しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:13	一方ですね、棒構造というものに対する設備なんですけれども、これについては、先ほど保守性の観点かどうかっていうのはちょっとありましたけれども、
1:30:28	基本的にはですね、近隣のほぼ連続してるような設備であるということもあるので、保守的な評価として、
1:30:41	剛構造ではあるものの、局部施工という方法を使って地震力を作さ、地震力を求めてですね、同様にその許容応力度を超えていないと。
1:30:53	いうことであつたと、いうふうに理解をしています。
1:30:58	まだまだ波及的影響に関しては、
1:31:01	第2加工棟とリハーサル、それぞれ耐震重要度分類が、第1類と第2類型、決まっていますんで、
1:31:11	その間をエキスパンションジョイント、こういったもので接続することで、地震で発生する変位というものを、
1:31:21	吸収っていうんですかね、吸収するというふうにしていきますと。
1:31:26	地震で発生する相対変位というのは、正しいかどうかってありますけれども、相対変位を吸収するということをやられてるんじゃないかというふうに理解をしています。
1:31:38	それ以外の設備機器については、市のはっきりでき、
1:31:44	影響、こういったものを考慮するものがないと。
1:31:47	ということで、理解をしています。この辺の理解はよろしいですかね。
1:31:55	はい事務局です
1:31:58	今ご説明していただいた通りですがちょっと一つだけ衛藤剛構造の設備で、保守性とか、隣接して、近接しているということを考慮して、
1:32:11	ツジアノベップイシイ両方適用しているところなんですけども、どうぞ。その通りなんですけどもちょっと今あれですけど、
1:32:23	そういう近接して危ない要望ではない設備を新設して保守的、ゴコウではない、大きな地震力を使った方が適切だろうと思われるところはそうしたんですけども、
1:32:38	そうではないところもあった。
1:32:42	どうぞ、診療を使ったところはなかったでしたっけ。
1:32:48	そこが今、すみません、全部確定マイコバヤシれないんです。なので、
1:32:55	ゴコウの設備については必要な部分はそういう物的なす。
1:33:04	条件でやったっていうところが正確なところだったと思いました。以上です。
1:33:13	1点。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:16	本当に、
1:33:19	どう効いてるんだらう。
1:33:29	アメリカの、
1:33:32	Dはソウノ観測な方々の数です。
1:33:43	規制庁猪俣です。基本的にその剛構造となるもので、今回対象になって、あ、すみません、構造になってるもので、対象になっているのは、数がそんなに多くなくて、申請書の
1:34:02	安心というかヒアリング資料ですかね、ヒアリング資料で説明していただいた際には、あまり
1:34:13	剛構造は、全体的にその局、新独法でやってると、評価をしているというふうに理解したところなんで、
1:34:29	もう一度確認をしていただくのは、
1:34:32	あれなんですけれど、結構なんですけど、
1:34:37	そう
1:34:39	どうなってるかっていう事実関係は、もしこのヒアリングの最中で、確認できるのであれば、説明をいただきたいというふうに思っております。
1:34:54	承知いたしました。
1:34:59	Dはそう理解は、米田知さんって、
1:35:03	1.0 が作ってるんですけど、ここ。
1:35:08	タオゴシの方ではないですよ。
1:35:10	そう。そう。ちょっとすみませんちょっと確認しないので、差っ引いていいですか。
1:35:24	はい規制庁ナカノです。じゃあ続き行きます。
1:35:27	次、7 条を、
1:35:31	ある程度、ごめんなさい。
1:35:33	これソウノは、補助はあったんで、難聴、
1:35:37	ナカジョウは、
1:35:40	まず、
1:35:42	基本の方針として、
1:35:45	津波による遡上芳賀建物にぶつかってくる場合は、
1:35:50	漂流物含めた荷重による評価を行って、
1:35:55	建物が損傷しないという設計をするというのがまず第 1 で、また、
1:35:59	建物に到達する場合においても、1 階の床面高さが浸水しない高さに設置するというのを基本設計として行っていくという理解です。
1:36:10	また、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:12	具体的には、実際の設計においても、今回の対象建物の二つの建物は、1階床面高さが遡上の高さ以上になっていると、ということです。
1:36:23	建物が津波が建物に、
1:36:27	到達するものそれはタテ到達しても基礎部であり、またその高さが0.1メートルぐらいしか当たらないので、設計上でニシウラしか当たらないので、
1:36:37	建物が損傷しないと評価していると。
1:36:40	こういう理解ですけども、
1:36:45	そのような理解でよろしいでしょうか。
1:36:47	はい。税抜きの通りです。
1:36:50	次第8条なんですけども、
1:36:57	8条は、まずたくさんあるんですけども、竜巻に関しては、
1:37:05	これもどっかで決められた。
1:37:08	F1の竜巻によって、安全機能が損なわれないという基本設計を持っています。その評価方法には、かつ圧力の気圧差、それから荷重、それから飛来物として、
1:37:21	ソヤ分を設定して、それ踏まえて、造成をしてる荷重を加えて評価しています。
1:37:29	それに加えて、
1:37:32	カノウ第2貯蔵棟なんかは、
1:37:36	クラベが飛んできて、壁に間壁が貫通しないこと、また、裏面剥離が生じないと。
1:37:42	ということで、6号炉については、
1:37:45	ケーブルがそもそも飛んでこないよと、それは防護フェンスがあるという、ここを設定するということで飛んでこないような設計をしていると。
1:37:54	いう機会です。
1:37:56	また、
1:37:57	カネナリによる降下火砕物ですね、これは
1:38:02	降下火砕水を吸って行った状態の降下火砕物と、積雪の重畳を組み合わせることで評価していると。
1:38:11	外部火災については、サイギョウ火災や爆発による輻射熱とかによっても、加工施設の安全機能が損なわれないように設置しています。
1:38:20	まずは、敷地が敷地内外の火災、敷地の中も外も、カセについてはまず離隔距離を

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:30	きちっと協議ということの大前提とした上で、離隔距離が危険距離となってしまう。これは 200 度未満のことを企業と設定してるんですけども、
1:38:38	これに対して、
1:38:41	実際に温度という評価を行って、建物を、
1:38:46	建物本体に影響がないということを確認しています。また爆発については、まずこれも基本下、権限じゃないや、県限界距離以上となることを基本とした上で、
1:38:58	なおかつその一部の爆発原因として、カセ経験を今、今になってしまうものは、高圧ガス保安法を参考に影響を評価し、
1:39:08	もうあん時を損なうことがないということを確認しているという理解です。
1:39:14	実際の具体設計はどうかといいますと、これも同様に、まず、竜巻に関しては、設計の通りせ、
1:39:23	なっていますというのは、基本ですね。
1:39:26	それから、
1:39:28	降下火砕物についても、基本設計の通りですし、
1:39:34	火災についても、基本は、
1:39:41	設計の通りなんですけど実際一部のかさ一部の第 2 貯蔵棟の一部で、笠井元からの離隔が確保できないということがわかったので、実際に表、複写の
1:39:53	影響を考慮して、今度の表面で違う建物の表面の温度からの位置の伝達ひょっとしたら、実際その附帯建物の躯体には、
1:40:07	強度低下の判断基準となる温度より下回るという評価がえられたので、構造健全性の確認、影響がないという判断をしていると、ということですね。
1:40:17	それから、爆発に関しては、これも基本は離れているんですけども、一部の爆発元から研究確保できないので、
1:40:28	こう一般高圧ガス保安規則による評価を実施したところ、これも悪影響がないと、ということを確認したという結論と理解しています。
1:40:40	今まで何か、
1:40:44	はい、松山委員、お話ありがとうございます。
1:40:49	次。
1:40:51	十条閉じ込めに関しては我々の理解ですが、
1:40:54	まず閉じ込めに関して今回の申請対象となっているのはプールだけです。Fについては、基本設計の通り、
1:41:04	まず排気設備に接続するということと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:09	フードの開口部の風速を 0.5 メートルパーセックまたは 9.8。
1:41:15	9 月として 9.8%以上となるように設計するとしています。
1:41:19	また今回の開口部を追加した粉末地下部分については、追加した開口部の勾配セキをもってしても、
1:41:30	0.5 メーター/sec以上確保するように設計しているということですね。そういうのは、気体廃棄設備に接続するということですね。
1:41:39	これよろしいですかね。
1:41:41	はい。
1:41:43	はいその通りです。はい。次、火災関係です。
1:41:47	火災に関しては、建物は、まず耐火構造である。
1:41:52	また、設備機器については、不燃性または難燃性の材料を使用しているということですね。
1:41:59	具体の設計はどうかと言いますと、まず第 2 鉄骨は鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、
1:42:07	D搬送炉は、耐火被覆を有する鉄骨造及び耐火性を有する壁等で、
1:42:15	厚生さんか耐火構造改革をしていますと。
1:42:20	またそれ以外の設備については、基本、設備の主要部材はすべて鋼材等、現在、もしくは難燃材を使う設計としていると、ということですけど、
1:42:33	以上でよろしいですか。
1:42:36	はい。はい。ありがとうございます。次。
1:42:40	な溢水関係ですね。
1:42:43	まず、
1:42:45	溢水に関しての設計は、
1:42:48	防護対象である 1 種管理区域内の設備について、想定される水位より、
1:42:55	ベッショイセベッショに対して、
1:42:57	そして高さに設置する。
1:43:01	また、
1:43:03	被水により電気火災が発生するものについては漏電遮断機を設置するという方針が、
1:43:11	Dじゃ具体設計となっておりますかと言いますと、今回の改修であるのは、
1:43:16	区域内で使うものですので、封筒に、
1:43:20	むしろなるんですけども、これらのフジイ、
1:43:25	設備については、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:27	それが使用される部屋で背想定される水位高い位置にウランを取り扱うようにしていますということと、
1:43:33	規制により、火災の発生する恐れがある設備については、
1:43:40	漏電遮断機を設置すると、ということと、
1:43:46	そもそも水入れない。
1:43:49	部屋に設置する設計としていると、ということです。
1:43:56	以上でよろしいですかね。
1:43:59	はい近藤イセ委員。
1:44:02	問題です。すみません。ちょっと一つ戻っていただいて、もう1個、
1:44:11	御説明、
1:44:14	いただいたというのは、事実で間違いはないんですが今我々の適合性の説明書では
1:44:25	今ご説明いただいているところ自体は今回変更がない部分なので特に説明は、基本的方針にそう書いてあるということで、適合性の説明として今書いているのはですね、またインボスモニタリングポストのケーブルが、
1:44:43	あれですね
1:44:47	継続用のケーブルが金属製の
1:44:52	筐体の中におさめられているんで浅井の影響を受けませんと。
1:44:57	というようなことを説明。
1:44:59	しておりますが、今、江藤ナカノさんのご説明の中に、ケーブルに関する設計の話がなかったような、いらっしゃってちょっと気になっていて今申し上げました、まず火災に関しては変更はないというのをまず条文自体が、新規性で少し変わってますので、
1:45:18	今回すべて見直すという形で見ています。それで、今度状況の中ですべて材料を明確にさせていただいてますので、主要な必要な材料はすべて難燃材であることは使用評価を確認しております。
1:45:31	はい、そういう理解ですけど。
1:45:34	はい。なので別に説明書の中にあってもなくても大丈夫。
1:45:38	わかりました。はい。
1:45:44	明日は、安全機能のお話に行きます。
1:45:50	これもですね安全機能は、
1:45:54	難しいな。
1:45:56	まず、安全機能。
1:45:59	14条に対する所更新なんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:02	今回の設備は、
1:46:05	通常時と設計基準事故時におけるすべての環境認定、これ、
1:46:09	運送機能を発揮できる設計するってのは許可でも基本設計でありますのでこういうことだろうなと思って、
1:46:16	また、
1:46:18	設備については、検査とかスキル、また保守、修理なんかできるようにしてますよ。
1:46:24	また最後に空冷特例等の総会による飛散物によって安全機能を損なわない設計としていますというのが方針として書かれた上で、実際の設計においては、
1:46:37	建物とか機器については、AII樹立における
1:46:41	すべての環境条件において、安全機能を維持するとして、なおかつ、モニタリングポストについては、設計基準事故においても岡井設備として、
1:46:52	あるべきドイサングウに設計しています。
1:46:55	これ以外のモニタリングポスト以外については設計基準事故時に安全の維持数を期待している設備とかはないというふうに思います。
1:47:04	はい。
1:47:05	また、検査の点についてはこれは当然、方針の通り、
1:47:12	それからクレーンについても、顧問が、
1:47:17	クレーンが分超えたことで、何か周りに影響を与えないように、
1:47:22	クレーンの落下物防止対策として捺印防止機能、
1:47:26	もしくは、停電時の保持機能がどう設けると。
1:47:30	いう設計としているという理解ですけど。
1:47:32	よろしいでしょうか。
1:47:34	はい。
1:47:35	堀です。はい。
1:47:38	それから非常用電源については、
1:47:41	今回、
1:47:43	非常用電源そのものがないんですけども、ないんですけども、今回モニタリングポストについてますんで、
1:47:50	モニタリングポストは非常用電源に接続するという方針とともに、
1:47:55	電源が起動するまでの間2、ちよて短時間停電するかもしれないので、無停電電源装置を接続するという設計としているということです。
1:48:08	以上です。
1:48:10	もう全体通して何か、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:13	ちょっとわかりにくかったとかあればもう1回言いますけど、
1:48:16	大丈夫ですか。
1:48:17	いえ。
1:48:20	はい
1:48:21	特に、
1:48:23	こちらの申請セキしようとしてる内容と違ってるところはないと思います。ありがとうございました。
1:48:31	以上です。
1:48:36	いや、そうだったっけ。
1:48:48	あ、規制庁の方で少々お待ちください。
1:49:33	規制庁猪股です。先ほどゴコウ増あごめんなさい耐震のところ、コウ構造。
1:49:43	となっている設備に関して、挙コウシンボを使って評価してる以外に、いわゆる通常の設計指針と、
1:49:55	静的地震力を考慮した設備があるというふうにおっしゃられていたように、
1:50:02	思いますけども、その辺の状況わかりましたでしょうか。むしろ、具体的設備が何なのかっていうのを、ご説明をいただきたいと思います。
1:50:14	少々お待ちください。どうですか。
1:51:00	小田島白根イソベですですね対象設備は、まず今日の説明資料の00793の方のですね、
1:51:12	89 ページ。
1:51:16	搬送コンベアの説明書になってございますけれども、今日、
1:51:21	これの
1:51:24	日本の設計条件の(2)ですね、ここであそこのですが、この放送する等の文章の下から2行目ぐらいですね、Dはソウル以外設置する搬送コンベア(13)。
1:51:39	についてはこの地震力を使いましたと書いてあって、中に今度、参集者紙があります。この図、このシノ1.07というのは、
1:51:51	あるんですね設備のいわゆる方の紙従った、Cを使っている、いますので、
1:52:02	これが唯一だと思います。はい。
1:52:11	規制庁猪股です状況はわかりました。確かに記載があるというのは、確認はできました。
1:52:42	費。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:47	規制庁沖です衛藤。
1:52:52	規制庁からの確認は以上になりますが事業者側からその他、今の部分を除いて何か確認ありますでしょうか。
1:53:02	いえ、特にございません。はい。それでは本日のヒアリングはこれで終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。